

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 安積外科胃腸科医院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市砥堀 45 番地の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 3 月 24 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 3 月 30 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	安積 宏明	
理 事	追分 美江	
同	安積 良紀	
同	安積 朋絵	
監 事	大頭 信義	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数

病院	該当なし			
診療所	安積外科胃 腸科医院	2814006686	兵庫県姫路市砥堀 45 番地の 1	該当なし
介護老人 保健施設	該当なし			
介護医療院	該当なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年2月13日 社員総会 令和4年度決算
令和5年12月31日 社員総会 令和6年度予算

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人社団安積外科胃腸科医院
 所在地 兵庫県姫路市砥堀45番地の1

※医療法人整理番号 0 0 0 5 6

財 产 目 錄
 (令和5年12月31日現在)

1. 資 産 領	93,505 千円
2. 負 債 領	86,493 千円
3. 純 資 産 領	7,012 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	33,821
B 固定資産	59,684
C 資産合計 (A+B)	93,505
D 負債合計	86,493
E 純資産 (C-D)	7,012

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団安積外科胃腸科医院
 所在地 兵庫県姫路市砥堀45番地の1

※医療法人整理番号 0 0 0 5 6

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	33,821	I 流動負債	27,758
II 固定資産	59,684	II 固定負債	58,734
1 有形固定資産	30,071	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	74	負債合計	86,493
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	29,538	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	23,000
		II 積立金	△ 15,987
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	7,012
資産合計	93,505	負債・純資産合計	93,505

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団安積外科胃腸科医院
 所在地 兵庫県姫路市砥堀45番地の1

※医療法人整理番号 0 0 0 5 6

損 益 計 算 書
 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	76,647
2 事 業 費 用	71,428
本來業務事業利益	5,219
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	5,219
事 業 利 益	
II 事 業 外 収 益	177
III 事 業 外 費 用	306
經 常 利 益	5,091
IV 特 別 利 益	1
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	5,093
法 人 稅 等	300
当 期 純 利 益	4,792

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

法人名 医療法人社団安積外科腎臓科医院
 所在地 兵庫県姫路市延堀45番地の1

※医療法人整理番号	0	0	0	5	6
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資本額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の役員及び近親者	安積 宏明	医師	代表者	資金の貸借	△ 4,697	未払費用	7,507
	安積 索子	元理事	代表者の配偶者	資金の貸借	78	借入金	8,103
(取引条件及び取引条件の決定方針等)						未払費用	17,620
						借入金	9,784

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団安積外科胃腸科医院

理事長 安積 宏明 殿

私（注1）は、医療法人社団安積外科胃腸科医院の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下とおり報告いたします。
4

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年1月31日

医療法人社団安積外科胃腸科医院
監事 大頭 信義

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。